

伊 勢 市 公 報

第 87 号
平成 21 年 6 月 22 日
月 曜 日

目 次

| | 頁 |
|---|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市景観規則 | 2 |
| 告 示 | |
| ○ 平成 21 年度国民健康保険料率について | 27 |
| ○ 道路の区域変更について | 30 |
| ○ 道路の供用開始について | 31 |
| ○ 道路の区域変更について | 32 |
| ○ 放置自動車について | 33 |
| ○ 岡本町財産区議会招集について | 34 |
| ○ 景観整備機構の指定について | 35 |
| ○ 県道の改築について | 36 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 教育委員会会議の招集について | 37 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 永久選挙人名簿関係 | |
| ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について | 39 |
| ○ 宮川用水土地改良区総代選挙関係 | |
| ・ 選挙期日等について | 40 |
| ・ 選挙長及びに投票管理者の行う告示の方法について | 41 |
| ・ 候補者届出書等の提出場所について | 42 |
| ・ 候補者届出等の様式について | 43 |
| ・ 投票用紙等に押すべき印について | 44 |
| ・ 選挙長及び同職務代理者の選任について | 45 |
| ・ 選挙立会人の選任について | 46 |
| ・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について | 47 |
| ・ 投票立会人の選任について | 48 |
| ・ 投票用紙の様式について | 51 |
| ○ 宮川用水土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長関係 | |
| ・ 候補者の届出について | 53 |
| ・ 無投票の確定について | 55 |
| ・ 選挙会の日時及び場所について | 56 |
| 上下水道事業告示 | |
| ○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について | 57 |
| ○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について | 58 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について | 59 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について | 60 |
| 農業委員会告示 | |
| ○ 伊勢市農業委員会第 6 回総会の招集について | 61 |
| 公 告 | |
| ○ 農用地利用集積計画（利用権移転）について | 62 |
| ○ 伊勢市都市公園の区域変更（みどり苑 2 号公園）について | 63 |
| ○ 都市公園の供用開始について | 64 |

伊勢市景観規則をここに公布する。

平成21年6月12日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 24 号

伊勢市景観規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。)及び伊勢市景観条例(平成 21 年伊勢市条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 7 条第 2 号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの
- (2) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)
- (4) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 擁壁、さく又は堀
- (7) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (9) 自動車車庫の用途に供するもの
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設の用途に供するもの

(11) 前各号に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか市長が指定するもの
(行為の届出)

第3条 法第16条第1項及び条例第11条第2項に規定する届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による届出は、前項の届出書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

(1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下この条において「政令」という。）第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、次に掲げる図書

ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

イ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあつては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書
(変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第2号)により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第5条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号)により行うものとする。

(勧告等による公表)

第6条 条例第13条第2項に規定する公表は、伊勢市公告式条例(平成17年伊勢市条例第3号)に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとし、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 勧告に従わない旨の事実

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(届出を要しない行為)

第7条 条例第14条第1項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の高さ(地盤面からの高さをいう。)が10メートル以下かつ建築面積が1,000平方メートル以下のもの

(2) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10平方メートル以下のもの又は外観を変更することとならないもの

(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の

変更で、行為に係る面積が 10 平方メートル以下のもの

2 条例第 14 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第 2 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで又は第 7 号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建設等」という。）で、当該工作物の高さ（地盤面からの高さをいう。第 5 号を除き、以下この項において同じ。）10 メートル以下のもの

(2) 第 2 条第 2 号に掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さ 30 メートル以下のもの

(3) 第 2 条第 6 号に掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さ 5 メートル以下又は長さ 10 メートル以下のもの

(4) 第 2 条第 8 号から第 10 号までに掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さ 10 メートル以下かつ築造面積 1,000 平方メートル以下のもの

(5) 第 2 条第 11 号に掲げる工作物の建設等で、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ 5 メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10 メートル以下（前項第 2 号に掲げるものにあつては、30 メートル以下）のもの

(6) 第 2 条第 12 号に掲げる工作物の建設等で、当該工作物の高さ 10 メートル以下かつ築造面積 1,000 平方メートル以下のもの

(7) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が 10 平方メートル以下のもの

(8) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が 10 平方メートル以下のもの

3 条例第 14 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める行為は、行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートル以下で、かつ、行為によって生ずる法

面又は擁壁の高さ5メートル以下又は長さ10メートル以下のものとする。

4 条例第14条第1項第4号に規定する規則で定める行為は、行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、高さが5メートル以下のもの又は90日を超えて継続しないものとする。

5 条例第14条第1項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項の規定により許可を受けて行う行為

(2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条の規定に基づく公園事業の執行、第13条第3項若しくは第14条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は第56条第1項の規定による協議に係る行為

(3) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により認可を受け、河川法(昭和39年法律第167号)第25条の許可を受けて行う行為又は農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により許可を受けて行う行為(仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に限る。)

6 条例第14条第1項第6号に規定する規則で定める良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 国の機関又は地方公共団体が行う行為で、市長が別に定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為で、市長が別に定めるもの

(沿道景観形成地区における届出を要しない行為)

第8条 沿道景観形成地区における条例第14条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これら

- に類するものの建築等で、当該工作物の高さ 30 メートル以下のもの
- (2) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が 10 平方メートル以下のもの又は外観を変更することとならないもの
 - (3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が 10 平方メートル以下のもの
 - (4) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が 10 平方メートル以下のもの
 - (5) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が 10 平方メートル以下のもの
 - (6) 法第 16 条第 1 項第 3 号又は条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する行為にあっては、行為に係る土地の面積が 1,000 平方メートル以下で、かつ、行為によって生ずる法面又は擁壁の高さ 5 メートル以下又は長さ 10 メートル以下のもの
 - (7) 条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する行為は、行為に係る土地の面積が 1,000 平方メートル以下で、かつ、高さが 5 メートル以下のもの又は 90 日を超えて継続しないもの
- (重点地区における届出を要しない行為)

第 9 条 重点地区における条例第 14 条第 2 項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの建築等で、当該工作物の高さ 30 メートル以下のもの
 - (2) 建築物の増築又は改築で、外観を変更することとならないもの
 - (3) その他市長が別に定めるもの
- (事前相談)

第 10 条 条例第 15 条に規定する相談をしようとする者は、景観計画区域内における行為の事前相談申出書（様式第 4 号）を市長に提出するもの

とする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第 11 条 法第 20 条第 1 項又は法第 29 条第 1 項の提案は、指定提案書（様式第 5 号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請)

第 12 条 法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の許可申請は、現状変更許可申請書（様式第 6 号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者変更等の届出)

第 13 条 法第 43 条に規定する届出は、所有者変更届出書（様式第 7 号）に当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したことを証する書類を添えて提出するものとする。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が住所又は氏名を変更したときは、所有者住所氏名変更届出書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(申請書に添付する図書)

第 14 条 条例第 21 条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 縮尺が 100 分の 1 以上の平面図
- (2) 屋外における建築設備の位置図
- (3) その他市長が必要と認める図書

(完了等の届出)

第 15 条 条例第 23 条又は条例第 32 条の規定による届出は、景観地区内における行為の完了届出書（様式第 9 号）に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(工作物の形態意匠等の制限)

第 16 条 条例第 25 条に規定する規則で定める基準は、別表に定めるところによる。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会（伊勢市都市計画審議会条例（平成 17 年伊勢市条例第 157 号）第 1 条に基づき設置する伊勢市都市計画審議会をいう。）の意見を聴いて良好な景観の形成に資すると認める場合は、この限りでない。

(申請書に添付する図書)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項前段の規定による計画の認定を受けようとする者は、景観地区内における工作物の計画認定申請書（様式第 10 号）に次に掲げる図書して市長に提出するものとする。ただし、市長が図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における工作物の位置を明示したものに限る。）で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面（申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地が接する道路の位置を明示したものに限る。）で、縮尺 100 分の 1 程度のもの
- (4) 工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で、縮尺 50 分の 1 程度のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

2 条例第 26 条第 1 項後段の規定による変更に係る認定を受けようとする者は、景観地区内における工作物の変更計画認定申請書（様式第 11 号）に前項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る）を添えて、市長に提出するものとする。

(違反工作物に対する措置等)

第 18 条 条例第 27 条第 2 項に規定する公示は、伊勢市公告式条例の掲示場に掲示して行うものとする。

(違反工作物の工事の請負人の通知)

第 19 条 条例第 28 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 27 条第 1 項の規定による命令（以下この条において「命令」という。）に係る工作物の概要
- (2) 前号の工作物の請負人に係る違反事実の概要
- (3) 命令をするまでの経過及び命令後に市長の講じた措置
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 前項による命令の通知には、命令書の写しその他命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示等)

第 20 条 条例第 31 条第 1 項の規定による表示は、様式第 12 号により行うものとする。

(身分証明書)

第 21 条 法第 17 条第 8 項、第 23 条第 3 項、第 32 条第 1 項において準用する法第 23 条第 3 項、第 64 条第 5 項及び第 71 条第 2 項並びに条例第 27 条第 5 項及び第 34 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 13 号）によるものとする。

(書類の提出部数)

第 22 条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出する場合にあっては正本 1 部及び副本 1 部とし、その他の場合にあっては、市長が別に定める。

(その他)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(伊勢市まちなみ保全条例施行規則及び二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例施行規則の廃止)

2 伊勢市まちなみ保全条例施行規則(平成元年伊勢市規則第 24 号)及び二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例施行規則(平成 13 年二見町規則第 8 号)は、廃止する。

(伊勢市まちなみ保全条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際、現に伊勢市景観条例(平成 21 年伊勢市条例第 14 号)附則第 2 項の規定による廃止前の伊勢市まちなみ保全条例(平成元年伊勢市条例第 24 号。)第 10 条の規定による貸付けの決定があった資金及び現に貸し付けている資金については、この規則による廃止前の伊勢市まちなみ保全条例施行規則は、この規則の施行の日以後において、なお、その効力を有する。

別表（第 16 条関係）

| 対象事項 | 景観形成基準 |
|---------|--|
| 形態意匠・色彩 | 周囲の景観との調和に配慮する。 |
| 屋外照明 | 歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努める。 |
| 外構 | <p>1 通り又は河川敷に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とする等、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図る。</p> <p>2 駐車場、ガレージ等を設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した塀等を設けること等により、まちなみの連続性が損なわれないように配慮する。</p> |
| 自動販売機等 | 外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。 |

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------|--|--|-------|--|
| 行為の種類 | 建築物等 | (1) 建築物 | ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 | | |
| | | 用途 () | | | |
| | (2) 工作物 | ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 | | | |
| | | 種類 () | | | |
| | (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | 目的 | | | |
| (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | | | | |
| (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | | | | |
| 行為の場所 | | 伊勢市 | | | |
| 行為の着手予定年月日 | | 年 月 日 | 行為の完了予定年月日 | 年 月 日 | |
| 連絡先 | 所在地及び電話番号 | 所在地 電話番号 () - | | | |
| | 名称及び担当者名 | 名称 担当者名 | | | |
| ※受付欄 | | | ※処理欄 | | |

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------------------|------|
| 1 景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号 | | | |
| | | | |
| 2 行為の場所 | | | |
| 伊勢市 | | | |
| 3 設計又は施工方法の変更の概要 | | | |
| 〔変更前〕 | | | |
| | | | |
| 〔変更後〕 | | | |
| | | | |
| 4 変更理由 | | | |
| | | | |
| 連絡先 | 所在地及び電話番号 | 所在地電話番号（ ） | — |
| | 名称及び担当者名 | 名称 | 担当者名 |
| ※受付欄 | | | ※処理欄 |

- 1 設計又は施工方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

通知者 住 所

名 称

職氏名

印

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------|--|--|------------|------|-------|--|
| 行為の種類 | 建築物等 | (1) 建築物 | ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 | | | | |
| | | | 用途 () | | | | |
| | (2) 工作物 | ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 | | | | | |
| | | 種類 () | | | | | |
| | (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | 目的 | | | | | |
| (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | | | | | | |
| (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | | | | | | |
| 行為の場所 | | 伊勢市 | | | | | |
| 行為の着手予定年月日 | | 年 月 日 | | 行為の完了予定年月日 | | 年 月 日 | |
| 連絡先 | 所在地及び電話番号 | 所在地 電話番号 () - | | | | | |
| | 事務所等、課(室)名及び担当者名 | 事務所等、課(室)名 担当者名 | | | | | |
| ※受付欄 | | | | | ※処理欄 | | |

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号（第10条関係）

景観計画区域内における行為の事前相談申出書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

申出者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第15条の規定により、次のとおり申し出ます。

| | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------|--|--|------|-------|--|
| 行為の種類 | 建築物等 | (1) 建築物 | ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 | | | |
| | | 用途 () | | | | |
| | (2) 工作物 | ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 | | | | |
| | | 種類 () | | | | |
| | (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | 目的 | | | | |
| (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | | | | | |
| (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | | | | | |
| 行為の場所 | | 伊勢市 | | | | |
| 行為の着手予定年月日 | | 年 月 日 | 行為の完了予定年月日 | | 年 月 日 | |
| 連絡先 | 所在地及び電話番号 | 所在地 電話番号 () - | | | | |
| | 名称及び担当者名 | 名称 担当者名 | | | | |
| ※受付欄 | | | | ※処理欄 | | |

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第11条関係）

指定提案書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

申出者 住 所
氏 名
電話番号

印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観重要建造物（景観重要樹木）の指定について、景観法第20条（第29条）の規定により、次のとおり提案します。

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木 | |
| 建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種 | | |
| 所 在 地 | 伊勢市 | |
| 建造物又は樹木の 所 有 者 | 住 所 | 〒 |
| | 氏 名 | |
| 建 造 物 又 は 樹 木 の 特 徴 | | |
| 提 案 の 理 由 | | |

備考 1. 「建造物又は樹木の特徴」の欄は、建造物にあつては外観の特徴を、樹木にあつては樹容の特徴を記入してください。

2. 添付書類

- (1) 建造物にあつては、省令第7条第1項各号に掲げる図書
- (2) 樹木にあつては、省令第12条第1項各号に掲げる図書

様式第6号（第12条関係）

現状変更許可申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、景観重要建造物（景観重要樹木）の現状変更の許可を申請します。

| | | | |
|------------------|----------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 指定年月日及び指定番号 | | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 | <input type="checkbox"/> 景観重要樹木 | |
| 行 為 の 種 類 | | | |
| 場 所 | 伊勢市 | | |
| 行為の着手予定年月日 | 年 月 日 | 行為の完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 連絡先 | 所在地及び電話番号 | 所在地 電話番号（ ） — | |
| | 名称及び担当者名 | 名称 担当者名 | |
| ※ 受 付 欄 | | | ※ 処 理 欄 |

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号（第13条関係）

所有者変更届出書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 指定年月日及び指定番号 | | |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 | <input type="checkbox"/> 景観重要樹木 |
| 所 在 地 | | |
| 旧所有者 | 住 所 | 〒 |
| | 氏 名 | |
| | 連 絡 先 | 電話番号 |
| 新所有者 | 住 所 | 〒 |
| | 氏 名 | |
| | 連 絡 先 | |
| 所有者の変更年月日 | 年 月 日 | |

様式第8号（第13条関係）

所有者住所氏名変更届出書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の住所氏名が変更になりましたので、次のとおり届け
出ます。

| | | |
|-------------|-------|--|
| 指定年月日及び指定番号 | | |
| 区 | 分 | <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木 |
| 所 在 地 | | |
| 変 更 前 | 住 所 | 〒 |
| | 氏 名 | |
| | 連 絡 先 | 電話番号 |
| 変 更 後 | 住 所 | 〒 |
| | 氏 名 | |
| | 連 絡 先 | |
| 変 更 年 月 日 | | 年 月 日 |

様式第 10 号（第 17 条関係）

景観地区内における工作物の計画の認定申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

申請者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第 26 条第 1 項の規定により、下記のとおり景観地区内における工作物の計画の認定を申請します。

記

| | | | | |
|------------------|-----------|--------------|------------------|-------|
| 工 事 主 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | 電話番号 () | — | |
| 設 計 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | () 級建築士事務所 | () 登録第 | 号 |
| | 事 務 所 名 | () 級建築士事務所 | 登録第 | 号 |
| | | 電話番号 () | — | |
| 工 事 監 理 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | 電話番号 () | — | |
| | 事 務 所 名 | () 級建築士事務所 | 登録第 | 号 |
| | | 電話番号 () | — | |
| 工 事 施 工 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | 建設業の許可 () 第 | 号 | |
| | | 電話番号 () | — | |
| 行為に係る景観地区の名称 | | () 地区 | | |
| 行 為 の 場 所 | | 伊勢市 | | |
| 行為の着手予定年月日 | | 年 月 日 | 行為の完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 連 絡 先 | 所 在 地 及 び | 所在地 | | |
| | 電 話 番 号 | 電話番号 () | — | |
| | 名 称 及 び | 名称 担当者名 | | |
| | 担 当 者 名 | | | |
| ※ 受 付 欄 | | | ※ 処 理 欄 | |

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 11 号 (第 17 条関係)

景観地区内における工作物の変更計画認定申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

申請者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第 26 条第 1 項の規定により、下記のとおり景観地区内における工作物の計画変更の認定を申請します。

記

| | | | |
|------------------|-----------|-----------------|------|
| 1 認定年月日及び認定番号 | | | |
| 2 行為の場所 | | 伊勢市 | |
| 3 設計又は施工方法の変更の概要 | | [変更前] | |
| | | [変更後] | |
| 4 変更理由 | | | |
| 連絡先 | 所在地及び電話番号 | 所在地 電話番号 () | — |
| | 名称及び担当者名 | 名称 | 担当者名 |
| ※受付欄 | | ※処理欄 | |

1 設計又は施工方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 12 号 (第 20 条関係)

| | | |
|------------|-------------------|-------------------------------|
| 25cm 以上 | 伊勢市景観条例による認定済 | |
| | 認 定 年 月 日 番 号 | 年 月 日 第 号 |
| | 認 定 証 交 付 者 | |
| | 建 設 等 工 事 主 名 | |
| | 設 計 者 氏 名 | |
| | 工 事 施 工 者 氏 名 | |
| | 工 事 現 場 管 理 者 氏 名 | |
| | 認定に係るその他の事項 | |
| 35cm 以上 | | |

(表)

| | | | |
|---|------|-----------|-----|
| 第 | 号 | 身 分 証 明 書 | |
| 縦 3 c m × 横 2 . 5 c m | (写真) | 所属 | |
| | | 職名 | |
| | | 氏名 | |
| 上記の者は、景観法又は伊勢市景観条例による立入検査若しくは立入調査又は代執行を行う職員であることを証する。 | | | |
| | | 年 | 月 日 |
| 伊勢市長 | | 印 | |

6 cm

9 cm

(裏)

| |
|---|
| <p>1 本証は、景観法第 17 条第 8 項若しくは第 71 条第 2 項又は伊勢市景観条例第 34 条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査又は景観法第 23 条第 3 項、第 32 条第 1 項において準用する第 23 条第 3 項、第 64 条第 5 項若しくは伊勢市景観条例第 27 条第 5 項の規定による代執行を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人から請求があった場合においては、いつでもこれを掲示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> |
|---|

伊勢市告示第43号

平成21年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成21年6月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率
 - (1) 所得割 $\frac{7.90}{100}$
 - (2) 被保険者均等割 27,901円
 - (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯以外の世帯 21,982円
 - 特定世帯 10,991円
- 2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率
 - (1) 所得割 $\frac{2.46}{100}$
 - (2) 被保険者均等割 8,284円
 - (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯以外の世帯 6,526円

| | | |
|---|--------------------|---------|
| 特定世帯 | 3,263円 | |
| 3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率 | | |
| (1) 所得割 | $\frac{1.76}{100}$ | |
| (2) 被保険者均等割 | 8,043円 | |
| (3) 世帯別平等割 | 4,412円 | |
| 4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額 | | |
| ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | | 19,531円 |
| イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 15,388円 |
| | 特定世帯 | 7,694円 |
| 5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額 | | |
| ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | | 13,951円 |
| イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 10,991円 |
| | 特定世帯 | 5,496円 |
| 6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額 | | |
| ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | | 5,581円 |
| イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 4,397円 |
| | 特定世帯 | 2,199円 |
| 7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア 及びイの額 | | |
| ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | | 5,799円 |
| イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 4,569円 |
| | 特定世帯 | 2,285円 |

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額

| | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 4,142円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 3,263円 |
| | 特定世帯 | 1,632円 |

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

| | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 1,657円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | |
| | 特定世帯以外の世帯 | 1,306円 |
| | 特定世帯 | 653円 |

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額

| | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 5,631円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 3,089円 |

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額

| | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 4,022円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 2,206円 |

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

| | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 1,609円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 883円 |

伊勢市告示第 44 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 21 年 6 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|-------|--|------|---------------------|---------------|
| 市道 | 伊勢玉城線 | 上地町字上荒切 4833 番地先から 上地町字上荒切 4833 番地先まで | 旧 | 6.6~7.0 | 92.2 |
| | | | 新 | 6.6~7.0 6.6~22.6 | 58.4 102.8 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 45 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 21 年 6 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|-------|--|
| 伊勢玉城線 | 上地町字上荒切 4833 番地先から 上地町字上荒切 4833 番地先まで |

供用開始の期日 平成 21 年 6 月 1 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 46 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 21 年 6 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|----------|--------------------------------------|------|---------------|------------|
| 市道 | 小俣 12 号線 | 小俣町明野 1763 番地先から 小俣町明野 1766 番地先まで | 旧 | 3.6~4.0 | 45.0 |
| | | | 新 | 8.0 | 45.0 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 47 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 3 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 21 年 6 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

| | | | | |
|-------------------|------------------|------|--------------|---------------|
| 整 理 番 号 | 1902 | | | |
| 警告書はり付け日 | 平成 19 年 9 月 14 日 | | | |
| 放 置 場 所 | 伊勢市勢田町 656 番 102 | | | |
| 放置自 動車の 形態等 | メーカー名 | ダイハツ | 塗 色 | 黒色 |
| | 車 名 | ミラ | 自動車登録 番 号 | 三重 580 か 4944 |
| | 型式・種別 | 軽乗用車 | 車 台 番 号 | L200S-705648 |

2 申出先 伊勢市都市整備部用地課財産管理係

(電話 0596-21-5562)

伊勢市告示第 48 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 21 年 6 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 2 1 年 6 月 1 0 日（水）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 3 0 号
 伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件

議案第 3 号 平成 2 0 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求めること
 について

伊勢市告示第 49 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 92 条第 1 項の規定に基づき景観整備機構を指定しましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 6 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 名称

財団法人伊勢文化会議所

2 住所

伊勢市宇治浦田一丁目 5 番 3 号

3 事務所の所在地

伊勢市宇治浦田一丁目 5 番 3 号

4 指定年月日

平成 21 年 5 月 20 日

伊勢市告示第 50 号

県道の改築について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき、道路管理者である三重県知事に代わって伊勢市長が道路の改築を行うことについて、三重県知事に協議し、同意を得ましたので、同条第 4 項の規定により、道路の改築を行うことについて、次のとおり告示します。

平成 21 年 6 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 道路の種類 | 県道 |
| 2 | 路線名 | 主要地方道伊勢磯部線 |
| 3 | 改築の区間 | 宇治館町地内（伊勢市宇治館町 1 丁目 110 番地先から伊勢市宇治館町 1 丁目 110 番 5 地先まで） |
| 4 | 改築の内容 | 地下歩道入口上屋の改築（2 箇所） |
| 5 | 改築の期間 | 平成 21 年 6 月 8 日から平成 21 年 10 月 23 日まで |
| 6 | 改築の理由 | 伊勢市景観計画に基づき修景整備事業を行い、地域住民の安全性及び利便性の向上並びに快適な生活環境の確保を図るため。 |

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成21年6月11日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成21年6月18日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第26号 伊勢市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
 - 議案第27号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について
 - 議案第28号 伊勢市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について
 - 議案第29号 平成21年度補正予算（第5号）について

伊勢市公告第 51 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 21 年 6 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 名 称 | 位 置 | 区 域 (㎡) |
|--------|----------------------------|---------|
| 小俣本町公園 | 伊勢市小俣町本町 3374 番及び 3374 番 1 | 891.05 |

供用開始の期日 平成 21 年 6 月 10 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市選管告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 21 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,188 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,230 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,460 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,379 人

伊勢市選管告示第30号

平成21年6月27日に任期満了の宮川用水土地改良区総代選挙を、下記のとおり執行
します。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- 1 選挙期日 平成21年6月16日（火）
- 2 投票時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙すべき総代数 88人

| | | |
|-------|----------|-----|
| 第1選挙区 | （伊勢市） | 48人 |
| 第2 | （度会郡玉城町） | 17人 |
| 第3 | （多気郡多気町） | 9人 |
| 第4 | （多気郡明和町） | 12人 |
| 第5 | （多気郡大台町） | 2人 |

伊勢市選管告示第31号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における選挙長及び投票管理者の行う告示は、選挙長及び投票管理者所在の市町の公告式条例によります。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第32号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

| | | |
|------|-------|-----------------|
| 提出場所 | 第1選挙区 | 伊 勢 市 役 所 |
| | 第2選挙区 | 度 会 郡 玉 城 町 役 場 |
| | 第3選挙区 | 多 気 郡 多 気 町 役 場 |
| | 第4選挙区 | 多 気 郡 明 和 町 役 場 |
| | 第5選挙区 | 多 気 郡 大 台 町 役 場 |

(各市町選挙管理委員会)

伊勢市選管告示第33号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第19号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第16号様式の17を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選管告示第34号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

伊勢市選管告示第35号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

記

| 選挙 区名 | 選挙長 | | 選挙長の職務を代理すべき者 | |
|----------|---------------------|-------|-----------------------|-------|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 第1 | 伊勢市御菌町高向 2566番地 | 上川 進 | 伊勢市東豊浜町 4548番地 | 中村 豊治 |
| 第2 | 度会郡玉城町世古 819番地2 | 飯嶋 正行 | 度会郡玉城町小社曾根 1178番地1 | 中村 光伸 |
| 第3 | 多気郡多気町森荘 326番地1 | 中森 通弘 | 多気郡多気町野中 1479番地2 | 大松 隆 |
| 第4 | 多気郡明和町大字斎宮 940番地 | 東山 薫 | 多気郡明和町大字有爾中 380番地 | 潮田 佐藏 |
| 第5 | 多気郡大台町栃原 320番地 | 中村 行雄 | 多気郡大台町栃原 343番地 | 木下 伊平 |

伊勢市選管告示第36号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり選任します。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

記

| 選挙 区名 | 選挙立会人 | | | |
|----------|----------------------|-------|----------------------|-------|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 第1 | 伊勢市磯町 941番地 | 奥山 伊助 | 伊勢市磯町 634番地 | 矢形 哲 |
| 第2 | 度会郡玉城町勝田 2761番地 | 藤川 健 | 度会郡玉城町富岡 249番地 | 見並 智俊 |
| 第3 | 多気郡多気町油夫 76番地 | 村瀬 和生 | 多気郡多気町森荘 379番地2 | 森山 久子 |
| 第4 | 多気郡明和町大字 竹川264番地1 | 田所 利郎 | 多気郡明和町大字 新茶屋97番地7 | 下村 龍己 |
| 第5 | 多気郡大台町栞原 512番地 | 村田 良夫 | 多気郡大台町栞原 337番地 | 木下 清次 |

伊勢市選管告示第37号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における投票管理者及び同職務
代理者を、別紙のとおり選任します。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

伊勢市選管告示第38号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における各投票区の投票

立会人を、別紙のとおり選任します。

平成21年6月9日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

| 選挙 区名 | 投票 区名 | 投 票 管 理 者 | | 投票管理者の職務を代理すべき者 | |
|----------|----------|-----------------------|-------|------------------------|-------|
| | | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 第 1 | 第 1 | 伊勢市下野町 685番地 | 小西 善七 | 伊勢市馬瀬町 714番地 | 林 孝重 |
| | 第 2 | 同大湊町 236番地 | 金森 弘 | 同大湊町 1347番地21 | 森 次生 |
| | 第 3 | 同神久 4 丁目10番50号 | 大西 満 | 同一色町 1745番地 | 杉浦 勝治 |
| | 第 4 | 同西豊浜町 1513番地 | 梶野 政男 | 同東豊浜町 154番地 | 荒木 隆郎 |
| | 第 5 | 同有滝町 246番地 | 中西 毅 | 同柏町 611番地 | 川井 増男 |
| | 第 6 | 同上地町 3865番地 | 永井 初己 | 同上地町 1972番地 | 中川 和彌 |
| | 第 7 | 同小俣町元町 1708番地 | 村田 収 | 同小俣町新村 300番地 1 | 櫻本 正章 |
| | 第 8 | 同御菌町高向 423番地 | 中村 源一 | 同御菌町高向 2529番地 | 大西 一政 |
| | 第 9 | 同二見町荘 1736番地 | 北岡 孝敏 | 同二見町西 1100番地 1 | 藪木 茂生 |
| 第 2 | 第 1 | 度会郡玉城町 矢 野 895番地 | 新谷 溥之 | 度会郡玉城町 原 1732番地 | 中村 武二 |
| | 第 2 | 同佐 田 261番地 | 森田 和夫 | 同佐 田 1433番地 | 上田 保夫 |
| | 第 3 | 同世 古 819番地 2 | 飯嶌 正行 | 同妙法寺 425番地 | 中野 隆自 |
| | 第 4 | 同小社曾根 1178番地 1 | 中村 光伸 | 同宮 古 1533番地 | 松田 幸一 |
| 第 3 | 第 1 | 多気郡多気町 荒 蒔 153番地 1 | 福田 惠一 | 多気郡多気町大字 兄 国 1062番地 | 扇田 利郎 |
| | 第 2 | 同河 田 336番地 | 竹内 節 | 同西池上 601番地 | 阿部 修 |
| | 第 3 | 同五 桂 141番地 | 川合 嘉久 | 同西 山 550番地 | 山下 高史 |
| | 第 4 | 同土 羽 532番地 | 中森万寿男 | 同矢 田 291番地 | 池田 信行 |
| 第 4 | 第 1 | 多気郡明和町大字 岩 内 146番地 | 児島 吉男 | 多気郡明和町大字 上 村 766番地 | 内田 彰 |
| | 第 2 | 同竹 川 464番地 1 | 澤 恒一 | 同竹 川 218番地1 | 辻 宗一 |
| | 第 3 | 同斎 宮 598番地 6 | 木戸口高之 | 同斎 宮 2313番地1 | 橋本 廣一 |
| | 第 4 | 同上 野 802番地 | 本田喜久生 | 同上 野 800番地 | 中瀬 庄平 |
| | 第 5 | 同有爾中 73番地 | 瀬田 明 | 同蓑 村 771番地 1 | 北岡 久明 |

| 選挙 区名 | 投票 区名 | 投票立会人 | | | |
|----------|----------|------------------------|-------|-----------------------|-------|
| | | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 第1 | 第1 | 伊勢市小木町 297番地 | 川端 克英 | 伊勢市神社港509番地 1 | 鈴木 宏和 |
| | 第2 | 同大湊町 1347番地25 | 中島 正弘 | 同大湊町 1339番地 | 森 武 |
| | 第3 | 同通町 1284番地 | 酌井 良明 | 同田尻町甲 168番地 | 宮間 幸一 |
| | 第4 | 同檜原町 118番地 | 右京善太郎 | 同西豊浜町 2179番地 | 廣垣 輝男 |
| | 第5 | 同東大淀町 260番地 1 | 西村 好弘 | 同村松町 3867番地 3 | 濱口 和美 |
| | 第6 | 同栗野町 1021番地 | 山田 重松 | 同中須町 1673番地 | 小川 政美 |
| | 第7 | 同小俣町元町 881番地 | 岡村 和行 | 同小俣町明野 1715番地 | 西村喜代司 |
| | 第8 | 同御菌町長屋 2200番地 3 | 西村 貞夫 | 同御菌町小林 391番地 | 中村 澄夫 |
| | 第9 | 同二見町西 830番地 6 | 森田 泰生 | 同二見町三津 824番地 | 阿部 淳 |
| 第2 | 第1 | 度会郡玉城町 積 良 770番地 | 辻 誠 | 度会郡玉城町 勝 田 2761番地 | 藤川 健 |
| | 第2 | 同田 丸 57番地 | 北岡 明 | 同下田辺 21番地 | 中西 久人 |
| | 第3 | 同日 向 228番地 | 田村 義夫 | 同岡 村 190番地 1 | 中世古憲司 |
| | 第4 | 同岡 出 183番地 2 | 大南 友敬 | 同富 岡 277番地 | 東 博明 |
| 第3 | 第1 | 多気郡多気町 兄 国 670番地 9 | 福井 悦子 | 松阪市大黒田町 1521番地82 | 佐藤 忠男 |
| | 第2 | 同東池上 373番地 | 岡井 旦彦 | 多気郡多気町 朝 長 225番地 | 西川 昌利 |
| | 第3 | 同五佐奈 673番地 | 湊 恒男 | 同四神田 395番地 | 中出 啓支 |
| | 第4 | 同野 中 88番地 2 | 小林 真一 | 同野 中 1499番地 | 筒井 尚之 |
| 第4 | 第1 | 多気郡明和町大字 池 村 1350番地 | 鈴木 勲 | 多気郡明和町大字 金剛坂 666番地 | 島 正實 |
| | 第2 | 同斎 宮 2993番地 | 森本 暢泰 | 同斎 宮 3034番地 3 | 大西 利男 |
| | 第3 | 同斎 宮 1485番地13 | 川北 政行 | 同平 尾 332番地 | 西村 幹雄 |
| | 第4 | 同新茶屋 372番地 | 松本 功 | 同明 星 1810番地 | 下村 孝和 |
| | 第5 | 同蓑 村 79番地 | 田端 優 | 同有爾中 103番地 | 中山 泰男 |

伊勢市選管告示第 39 号

宮川用水土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 21 年 6 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成二十一年
執行

宮川用水利改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしやしめい
候補者氏名

| |
|--|
| |
|--|

宮川用水土改選第1選区告示第1号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成21年6月10日

宮川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 上川 進

記

| 届出 受理 番号 | 届出 月日 | 届出 の別 | 候補者氏名 | 性 別 | 住 所 | 生年月日 | 満 年 齢 | 党 派 | 職 業 |
|----------------|----------|----------|--------|--------|----------------|-----------|-------------|--------|------------|
| 1 | 6.10 | 本人 | 四ツ谷 元史 | 男 | 伊勢市竹ヶ鼻町42番地1 | S27.10.30 | 56 | 無所属 | 会社員 |
| 2 | 6.10 | 本人 | 栗田 眞一 | 男 | 伊勢市小木町273番地 | S24.7.21 | 59 | 無所属 | 造園業 |
| 3 | 6.10 | 本人 | 林 すすむ | 男 | 伊勢市馬瀬町778番地 | S12.3.21 | 72 | 無所属 | 農業 |
| 4 | 6.10 | 本人 | 鈴木 宏明 | 男 | 伊勢市下野町724番地 | S15.12.20 | 68 | 無所属 | 農業 |
| 5 | 6.10 | 本人 | 森 芳明 | 男 | 伊勢市大湊町225番地 | S13.4.2 | 71 | 無所属 | 農業 |
| 6 | 6.10 | 本人 | 奥村 茂 | 男 | 伊勢市大湊町63番地8 | S19.7.4 | 64 | 無所属 | 農業 |
| 7 | 6.10 | 本人 | 竹谷 一己 | 男 | 伊勢市神久4丁目10番54号 | S22.5.31 | 62 | 無所属 | 自営業 |
| 8 | 6.10 | 本人 | 竹内 正一 | 男 | 伊勢市神久5丁目4番40号 | S24.8.25 | 59 | 無所属 | 会社員 |
| 9 | 6.10 | 本人 | 米田 正 | 男 | 伊勢市通町1335番地 | S26.9.22 | 57 | 無所属 | 会社員 |
| 10 | 6.10 | 本人 | 中川 隆 | 男 | 伊勢市一色町1519番地7 | S26.8.12 | 57 | 無所属 | 農業 |
| 11 | 6.10 | 本人 | 川添 太嗣 | 男 | 伊勢市田尻町甲214番地 | S11.4.11 | 73 | 無所属 | 農業 |
| 12 | 6.10 | 本人 | 奥野 秋正 | 男 | 伊勢市西豊浜町1545番地 | S21.9.3 | 62 | 無所属 | 農業 |
| 13 | 6.10 | 本人 | 中西 正治 | 男 | 伊勢市西豊浜町1893番地1 | S24.11.24 | 59 | 無所属 | 会社員 |
| 14 | 6.10 | 本人 | 野呂 晶実 | 男 | 伊勢市西豊浜町3067番地 | S24.12.20 | 59 | 無所属 | 農業 |
| 15 | 6.10 | 本人 | 奥山 公男 | 男 | 伊勢市磯町891番地 | S34.1.10 | 50 | 無所属 | 自営業 |
| 16 | 6.10 | 本人 | 北河 伊助 | 男 | 伊勢市東豊浜町1020番地 | S13.1.12 | 71 | 無所属 | 農業 |
| 17 | 6.10 | 本人 | 北村 興正 | 男 | 伊勢市東豊浜町3593番地 | S18.3.8 | 66 | 無所属 | 農業 |
| 18 | 6.10 | 本人 | 北村 嘉昭 | 男 | 伊勢市檜原町185番地 | S37.11.25 | 46 | 無所属 | 農業 |
| 19 | 6.10 | 本人 | 廣山 久吉 | 男 | 伊勢市有滝町261番地 | S10.10.1 | 73 | 無所属 | 農業 |
| 20 | 6.10 | 本人 | 高橋 猛和 | 男 | 伊勢市有滝町531番地 | S22.11.23 | 61 | 無所属 | 農業 |
| 21 | 6.10 | 本人 | 中村 博義 | 男 | 伊勢市村松町150番地 | S12.1.2 | 72 | 無所属 | 農業 |
| 22 | 6.10 | 本人 | 佐之井 久紀 | 男 | 伊勢市村松町3933番地 | S15.4.17 | 69 | 無所属 | 行政書士 農業 |
| 23 | 6.10 | 本人 | 西村 忠男 | 男 | 伊勢市東大淀町164番地 | S8.10.28 | 75 | 無所属 | 農業 |
| 24 | 6.10 | 本人 | 森 隆生 | 男 | 伊勢市東大淀町347番地 | S15.4.19 | 69 | 無所属 | 農業 |
| 25 | 6.10 | 本人 | 平松 一宏 | 男 | 伊勢市柏町555番地1 | S15.8.21 | 68 | 無所属 | 農業 |
| 26 | 6.10 | 本人 | 稲垣 正義 | 男 | 伊勢市野村町5568番地 | S8.3.10 | 76 | 無所属 | 建築業 |
| 27 | 6.10 | 本人 | 長澤 幸和 | 男 | 伊勢市上地町1620番地 | S10.5.10 | 74 | 無所属 | 農業 |
| 28 | 6.10 | 本人 | 山本 松次郎 | 男 | 伊勢市上地町1877番地 | S11.7.22 | 72 | 無所属 | 農業 |
| 29 | 6.10 | 本人 | 西井 元男 | 男 | 伊勢市栗野町1089番地 | S11.4.4 | 73 | 無所属 | 農業 |
| 30 | 6.10 | 本人 | 石谷 源右 | 男 | 伊勢市栗野町1148番地 | S11.1.29 | 73 | 無所属 | 農業 |
| 31 | 6.10 | 本人 | 東浦 正明 | 男 | 伊勢市中須町1752番地 | S13.6.11 | 71 | 無所属 | 農業 |
| 32 | 6.10 | 本人 | 奥野 隆史 | 男 | 伊勢市小俣町明野1468番地 | S32.1.20 | 52 | 無所属 | 農業 |
| 33 | 6.10 | 本人 | 岩尾 良男 | 男 | 伊勢市小俣町明野370番地 | T15.8.16 | 82 | 無所属 | 農業 |

| 届出 受理 番号 | 届出 月日 | 届出 の別 | 候補者氏名 | 性 別 | 住 所 | 生年月日 | 満 年 齢 | 党 派 | 職 業 |
|----------------|----------|----------|--------------------|--------|----------------|-----------|-------------|--------|--------|
| 34 | 6.10 | 本人 | 藤原 やすお 康生 | 男 | 伊勢市小俣町相合501番地 | S16.1.16 | 68 | 無所属 | 農 業 |
| 35 | 6.10 | 本人 | なかざと たけし 中里 剛 | 男 | 伊勢市小俣町元町811番地 | S18.9.18 | 65 | 無所属 | 農 業 |
| 36 | 6.10 | 本人 | はやかわ しろう 早川 史郎 | 男 | 伊勢市小俣町元町1277番地 | S4.10.1 | 79 | 無所属 | 農 業 |
| 37 | 6.10 | 本人 | おくの きよふみ 奥野 清文 | 男 | 伊勢市小俣町元町1152番地 | S17.2.8 | 67 | 無所属 | 農 業 |
| 38 | 6.10 | 本人 | おおにし まさよし 大西 正義 | 男 | 伊勢市小俣町宮前228番地 | S29.1.6 | 55 | 無所属 | 農 業 |
| 39 | 6.10 | 本人 | はせがわ てつお 長谷川 哲夫 | 男 | 伊勢市小俣町湯田280番地 | S18.4.26 | 66 | 無所属 | 農 業 |
| 40 | 6.10 | 本人 | もりきた としな 森北 利七男 | 男 | 伊勢市御菌町高向2574番地 | S21.8.20 | 62 | 無所属 | 農 業 |
| 41 | 6.10 | 本人 | その まさあき 曾野 正明 | 男 | 伊勢市御菌町高向2430番地 | S12.8.15 | 71 | 無所属 | 農 業 |
| 42 | 6.10 | 本人 | やまざき みのる 山崎 稔 | 男 | 伊勢市御菌町長屋944番地 | S21.3.7 | 63 | 無所属 | 農 業 |
| 43 | 6.10 | 本人 | なかにし たけお 中西 武男 | 男 | 伊勢市御菌町新開369番地 | S16.9.20 | 67 | 無所属 | 農 業 |
| 44 | 6.10 | 本人 | おくもと かずし 奥本 一志 | 男 | 伊勢市御菌町小林298番地2 | S19.2.27 | 65 | 無所属 | 農 業 |
| 45 | 6.10 | 本人 | にしぐち よしかず 西口 好一 | 男 | 伊勢市二見町山田原153番地 | S14.10.28 | 69 | 無所属 | 農 業 |
| 46 | 6.10 | 本人 | かわぐち まさゆき 川口 政行 | 男 | 伊勢市二見町溝口146番地 | S13.9.13 | 70 | 無所属 | 農 業 |
| 47 | 6.10 | 本人 | くぼた ゆきやす 久保田 行保 | 男 | 伊勢市二見町西385番地1 | S20.10.12 | 63 | 無所属 | 農 業 |
| 48 | 6.10 | 本人 | たばた はるお 田畑 春雄 | 男 | 伊勢市二見町西837番地 | S26.4.23 | 58 | 無所属 | 農 業 |

宮川用水土改選第1選区告示第2号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙第1選挙区において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成21年6月10日

宮川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 上川 進

宮川用水土地改良第1選区告示第3号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における選挙会
の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成21年6月10日

宮川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 上川 進

記

- 1 日 時 平成21年6月16日（火） 午前10時
- 2 場 所 伊勢市河崎1丁目11番8号
宮川用水土地改良区2階中会議室

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 6 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 指定 番号 | 工事店名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|-------|------------------|------------------|
| 325 | ひかり住設 | 松阪市松名瀬町 103 番地 1 | 平成 21 年 5 月 28 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 30 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 6 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 指定 番号 | 工事店名 | 所在地 | 有効期間 満了年月日 |
|----------|------|-----------------|------------------|
| 156 | 太田設備 | 松阪市西黒部町 1945 番地 | 平成 21 年 5 月 31 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 21 年 6 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 指定 番号 | 事業者名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|----------------|--------------------|-----------------|
| 295 | マルヒロ産業 株式会社 | 伊勢市小俣町宮前 138 番地 | 平成 21 年 6 月 2 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 32 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 21 年 6 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 指定 番号 | 事業者名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|--------------|----------------------|-----------------|
| 296 | 有限会社 開都設備 | 奈良市東九条町 917 番 地 2 | 平成 21 年 6 月 4 日 |

伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第6回総会を次のとおり招集します。

平成21年 6月10日

伊勢市農業委員会
会長 奥野 長衛

- 1 招集の日時 平成21年6月17日(水)午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御菌総合支所
- 3 付議すべき事項
 - (1) 議案第1号 平成20年度伊勢市農業委員会事業報告について
 - (2) 議案第2号 平成21年度伊勢市農業委員会事業計画(案)について

伊勢市公告第 49 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 6 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

| 利用権を設定する人 | 利用権の設定を受ける人 | 利用権設定面積 | 備考 |
|-----------|-------------|----------------------|-----|
| 3 人 | 3 人 | 4,180 m ² | 3 年 |
| 2 人 | 2 人 | 8,333 m ² | 5 年 |

伊勢市公告第 50 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 21 年 6 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|--------------------------------|
| 大湊みどり苑 2 号公園 | 伊勢市大湊町字明神西 6 番 75 及び字今道 23 番 2 |

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 21 年 6 月 10 日

伊勢市公告第 51 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 21 年 6 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 名 称 | 位 置 | 区 域 (㎡) |
|--------|----------------------------|---------|
| 小俣本町公園 | 伊勢市小俣町本町 3374 番及び 3374 番 1 | 891.05 |

供用開始の期日 平成 21 年 6 月 10 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間